

平成26年 2 月 森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成26年 2 月 21日 (金) 午前 9 時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年 2 月 21日 (金) 午前 9 時30分

4 応招議員

1 番議員	伊藤和子	2 番議員	小澤哲夫
3 番議員	吉筋恵治	4 番議員	中根幸男
5 番議員	鈴木托治	6 番議員	西田 彰
7 番議員	太田康雄	8 番議員	亀澤 進
9 番議員	山本俊康	10 番議員	榊原淑友
11 番議員	片岡 健	12 番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	井上啓次郎	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	高木達雄
企画財政課長	村松 弘	税務課長	松浦慎一郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第 2号 平成25年度森町一般会計補正予算（第5号）
議案第 3号 平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 4号 平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 5号 平成25年度森町病院事業会計補正予算（第3号）
議案第 6号 建設工事委託に関する変更契約の締結について

< 議事の経過 >

議長 （ 榊原淑友 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから平成26年2月、森町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1
1番片岡健君及び1番伊藤和子君を指名します。
日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（ 「異議なし」と言う者多数 ）
議長 （ 榊原淑友 君 ）「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第2号「平成25年度森町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榊原淑友君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄君 ） ただ今上程されました議案第2号「平成25年度森町一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の内容に入ります前に、本日の臨時議会、急遽お願いいたしまして、議員の皆さま全員のご出席をいただきましたことをお礼申し上げたいと思います。また、この補正予算に関連して、国への要望等、議会の方々にもご協力いただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。おかげで、補正予算に示してありますように、国の交付金等々を頂くことができましたことを、お礼を申し上げます。

また、臨時議会ということで、議案の内容についての資料が、なかなか皆様方に資料がないと分かりにくいかと、このように思いますので、できる限り資料を作って、皆様方の審査の手助けとなるように用意をさせていただいたところがございますので、ご覧になっていただければと思います。

それでは、説明に入ります。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,521,392千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,646,415千円とするものでございます。第2表、地方債補正につきましては、スマートインター関連事業、森地区まちづくり事業の増額に対応するための起債限度額の変更と、総合体育館建設事業の財源として、学校教育施設等整備事業の追加に伴う起債限度額の設定でございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

各項目に計上いたしました職員手当等につきましては、今年は会計検査院等が非常に多く来たところでございます。このことは反面、それだけ多くの国の交付金を取り入れた結果によるわけでもございます。その関係上、時間外手当が増加したことにより不足が見込まれることとなったため、増額をお願いするものでございます。

3・4ページ、4款1項6目、診療所費、災害医療経費1,500千円につきましては、県の地域医療再生基金の補助金を活用し、災害時の救護病院となっている森町病院が実施する災害医療推進事業への補助金でございます。

5・6ページ、8款2項3目、道路新設改良費、社会資本整備交付金(スマートIC関連)125,800千円、及び4項5目、公園費、社会資本整備交付金(森地区まちづくり)20,100千円につきましては、国が平成25年12月5日に閣議決定した「好循環実現のための経済対策」、「平成25年度補正予算(第1号)」が2月6日に予算成立したことを受け、交付金の追加内示を頂きましたので事業費を増額するものでございます。

「スマートインター関連事業」の内容といたしましては、3月29日に供用開始予定の遠州森町スマートインターと接続する(通称)広域農道の改築工事であります。配付した資料に工事箇所が示してありますので、これをご覧になっていただければと思います。

次に、「森地区まちづくり事業」の内容といたしましては、天宮公園の芝生の植栽や東屋、遊具等の整備事業でございます。

10款5項8目、文化会館費、文化会館管理運営費1,134千円につきましては、昨年12月に実施した電気保安協会の点検により指摘を受けた「受電設備真空遮断器」の修繕費をお願いするものでございます。

7・8ページ、10款6項2目、体育施設費、総合体育館建設費1,369,687千円につきましては、平成26年度に予定をしておりました建設事業について、先に申しあげました平成25年度国の補正予算(第1号)にて交付金の内示を頂きましたので、前倒しして実施するた

めの、建設工事費及び工事監理業務委託料をお願いするものでございます。

なお、総合体育館建設の位置につきましては、配付いたしました図面に変更前、この変更前については、既に説明したとおりでございますけれども、その後の変更後が記載してありますが、従前に説明させていただいておりました位置より、隣接住民の日照等の改善要望に配慮し、日照時間を1時間程度延長すべく、原案から15メートル西側に移して実施をするものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

1・2ページ、14款2項1目、土木費国庫補助金77,080千円については、森地区まちづくり事業及びスマートインター関連事業に対する、国の補正予算(第1号)による社会資本整備交付金の内示額に合わせ、増額するものでございます。

2目、教育費、国庫補助金194,454千円につきましては、総合体育館建設に対する国の補正予算(第1号)による学校施設環境改善交付金の内示額に合わせ、追加するものでございます。

15款2項3目、衛生費、県補助金1,500千円につきましては、森町病院が実施する災害医療推進事業への補助金の財源としての県補助金でございます。

19款1項1目、繰越金4,858千円は、財源調整としての計上でございます。

21款1項2目、土木債68,400千円は、森地区まちづくり事業及び、スマートインター関連事業の増額に対応する公共事業等債でございます。なお、今回の起債は国の補正予算に関する地方負担額に対する財源措置であり、通常の場合90パーセントが補正予算債として充当率100パーセントにかさ上げされ、かつ、後年度における交付税措置が、通常のおおむね20パーセントのところ、50パーセントが対象とされるものでございます。

7目、教育債1,175,100千円は、総合体育館建設事業に対する学校教育施設等整備事業債でございます。なお、当起債についても、

国の補正予算に関する地方負担額に対する財源措置であり、通常の充当率75パーセントが補正予算債として充当率100パーセントとなり、なおかつ、後年度における交付税措置が通常は0パーセントのところ、補助事業裏負担分については50パーセントが対象とされるものでございます。

以上が、平成25年度森町一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げたいと思います。

なお、ここで議長に休憩を求めたいと思います。今回の補正予算については、補正予算債を多く使っておりますので、配付いたしました資料(補正予算債)について、企画財政課長の方から説明いたさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩します。

(午前9時41分 ~ 午前9時47分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根です。2、3質問をさせていただきます。

まず、歳出の7・8ページの、総合体育館建設事業ですけれども、最終的な建築面積及び延べ床面積、また、体育館、これは競技場ですけれども、その他各部屋の面積について伺いたいと思います。

それから、体育館の照明につきましてはですね、協議会でも水銀灯にするか、あるいはLEDにするか、ランニングコスト等検討の上決定するという事になっておりましたけれども、その点どうなりましたか伺います。

それから、ちょっと戻っていただきまして、ただ今説明のございました、歳入の1・2ページ、21款1項7目、教育債として総合体育館建設事業に伴う起債1,175,100千円の計上ですけれども、国の補正予算債として、交付税措置のある大変有利な起債ということで

ありますけれども、参考までにですね、借入れ条件、予定の利息、利率ですね、それから、償還年数等分かりましたらお願いしたいと思います。

それから、もう1点ですね、総合体育館建設事業につきましては、基本的には26年度というふうな解釈をしておりました。当然予算の繰越明許になるかと思いますが、同時に5・6ページにあります8款2項3目、道路新設改良費、15節の工事請負費、スマートインターチェンジ関連事業として125,800千円が計上されております。これもですね、工事の時期がいつになるのか、そしてまた、体育館と同じように繰越明許になるのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 各事業に共通しております、国の交付金等々に伴って実施する事業、繰越になるのかどうかということでございますけれども、これは国が認めておりまして、予算繰越をしてよろしいということでございますので、3月議会において予算繰越のお願いをしたいと思います。

それから、事業の実施については、したがって新年度に契約、それから工事実施ということになります。ただ、補正予算の性格上、完了は27年の3月31日までには完了させるということで事業を執行したいと思っております。

議 長 (榊原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政課 長 (村松 弘 君) 企画財政課長です。教育債のご質問でございますけれども、資金は財政融資資金を予定しております。償還年数につきましては、建物でございますので、据置き5年の30年償還を予定しております。

それから、利率でございますけれども、これは完成後に借りるということで、来年の4月、5月に借入れということでございますので、利率はその時点にならないと分からないわけでございますけれども、今現在、2月13日以降の適用の利率で申し上げますと、30年償還で

利率1.3パーセントでございます。以上です。

議長
社会教育
課長

(榊原淑友 君) 社会教育課長。

(大原直幸 君) 社会教育課長です。中根議員の質問にお答えいたします。

体育館の建築予定の面積ですけれども、建築面積は3,225.2平方メートルを予定しております。延べ床面積につきましては3,783.99平方メートル、各室ですけれども、競技場で1,502.9平方メートル、体力測定室で302平方メートル、トレーニング室で91平方メートル、会議室に91平方メートル、研修室に116.76平方メートル、後事務室等で43.18平方メートルというのが、今計画されております。後、ロビーとか階段とかの延べ床になります。

後、照明の関係ですけれども、普通の白色灯等の照明かLEDかということで協議をさせていただきましたけれども、LED照明が進歩してきておりまして、照度等の調整等も効くということ、後、ランニングコスト等のことも検討しまして、この体育館につきましてはLED照明で計画をしております。競技場の照度につきましては、最大800ルクスで調整機能付きのLED照明を付けていくという計画になっております。以上です。

議長
4番議員

(榊原淑友 君) 4番、中根幸男君。

(中根幸男 君) ただ今の建築面積並びに延べ床面積ですね、各部屋の面積等々、これから住民の皆さんにも説明する機会も私も多いかと思っておりますので、できれば資料として、今日でなくても結構ですので頂きたいと思っておりますがいかがでしょう。

議長
社会教育
課長
議長

(榊原淑友 君) 社会教育課長。

(大原直幸 君) 面積の一覧表等、資料をまとめて提出させていただきます。

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) 何点かお聞きさせていただきます。

まず、職員手当等で計1,650千円の補正の計上がされております

が、先ほどの提案理由によりますと、国庫補助事業等への取組により、時間外手当が不足が見込まれるということでございましたが、1,650千円というのが、それぞれの職員の方によって時間外の額というものが違うと思いますが、およそ何人分で、そして何時間分を見込まれているのか、その点をお願いいたします。

それから、5・6ページ、道路新設改良費、社会資本整備交付金、スマートインターチェンジ関連町道改築工事125,800千円ですが、説明資料として地図といいますか平面図を頂いていますが、工事の内容について、今まで行ってきた他の区域と同じかと思いますが、改めてその点の説明をお願いいたします。

同じく、5・6ページ、社会資本整備交付金、森地区まちづくり天宮公園整備工事20,100千円、芝生、それから東屋、遊具等の整備ということでございましたが、本年度当初予算で20,600千円、浄化槽、トイレ、植栽等の整備ということで計上されております。今回さらにとということではありますが、天宮公園の工事完了がいつごろになるのか、その点をお願いいたします。

それから、同じく5・6ページ、教育費、小学校費、学校管理費、小学校管理運営費、修繕費の600千円ですが、この内容についてお願いいたします。

それから、7・8ページ、10款6項2目、総合体育館の建設費ですが、いよいよ工事費の計上がなされているわけでありまして。先ほど提案理由の説明の中で、地域住民からの要望により建設の位置をですね、西に15メートルずらすというご説明がありましたが、もう少し経緯をですね、ご説明いただきたいと思います。

それから、この財源として国庫補助金、そして、起債が充てられているわけですが、今後ですね、まずここまでの総合体育館の建設に係る予算が、合計でどれほどであるのか、そして、今後さらに追加される見込みがあるのか、そして、総合体育館の建設のために基金を350,000千円積み立てておりますが、そちらは今回は取崩しがない予算となっておりますが、その取扱いについてお願いしたいと

思います。

議 長
総務課長

(榊原淑友 君) 総務課長。

(杉山眞人 君) 総務課長です。職員手当の1,650千円と、この内訳はどうなっているかと、こういうことをございまして、提案理由の中で会計検査の調書作成ということで大分出ているわけですが、等ということをございまして、例えばですね、3・4ページの総務課の職員手当で申し上げますと、いろいろな係がそこに入っていて、行政係、職員係、これは会計検査等が両方とも入っております、1月、大分会計検査の調書等の作成で時間外が増えていくわけですが、その他に情報管理係、防災、企画財政の管財、それから建設課の用地、出納室、住民生活課の派遣の職員、それから防災訓練等をですね、例えばですね、ここの3・4ページの総務課の方の職員手当で払っております、そういった、今年は選挙等もありまして、そういったあおりも受けましてね、大分その影響を受けて、今まで積み重なってきたと、その中でやはり会計検査の調書等の作成が非常に残業時間ということで残っているという、こういうことをございます。

時間数ですけども、こちらの試算ですとですね、前年度に比べて900時間くらい今増えております。じゃあどこで賄えるかという、実をいいますと12月に少し時間外を補正させていただいたわけですが、1月に会計検査が入ったり、防災係のアクションプログラムの作成等がこれから見込まれるものですから、若干今回補正をさせていただいたと、こういうことをございます。よろしく願いいたします。

議 長
保健福祉課 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊 君) 保健福祉課長です。職員手当の時間外の関係で、私どもの担当するところのことをご説明申し上げたいと思います。

予算書では3・4ページの、民生費、社会福祉総務費の中の職員手当の500千円というところになります。私どもの所も、会計検査

議長
建設課長

に関わる調書の作成というようなことで、最近は事前はもちろん、事後においても他の市町へ入ったところに基づいた関連のものを出せというような形になってきておりまして、業務が増えております。6人分で220時間というような形で計上させていただきました。

(榊原淑友君) 建設課長。

(鈴木可浩君) 建設課長です。太田議員のご質問にお答えします。

ご質問2点あったかと思えますけども、1点目の8款4項5目、天宮公園の完成年度というご質問だったかと思えますけども、天宮公園整備につきましては社会資本整備総合交付金事業の中の、都市再生整備事業によりまして、今事業を進めています。天宮公園は、公園とその隣にあります調整池、それを一体として整備を進めておりまして、全体で約3,600平方メートルございまして、平成23年度から整備を進めております。今回の補正予算によりまして、すべての整備が整いますので、完成年度につきましては平成26年度完成ということでありまして。

2点目の、スマートインターについてのご質問ですけども、スマートインター関連事業は同じ社会資本総合整備交付金事業を活用して、平成24年度から28年度までの5箇年間の計画でもって、今事業を進めております。そして、スマートインターの供用開始の時期、おかげをもちまして、来る3月29日、午後3時と決定しております。

スマートインターの供用開始の後、さらに2箇年をかけてこの工事を進めるということになることに対して、国土交通省の中部地方整備局より、事業期間を2年前倒しして、平成26年度末の、3箇年間で事業を完了したらどうかというような、有り難いアドバイスが先般ございました。そして、町から26年度末事業完了すべく、国の方に対して要望していた交付金が、今回満額ついたことによりまして、来年度末完成の目処がつかしました。

ということで、今回の補正予算の内訳としては、いわゆる広域農道分の工事費が、このうち115,100千円ございます。それともう一

つの工事がありまして、それは道路の案内標識の補正予算が10,700千円あります。恐れ入りますが、配付させていただきました議会の付属資料をご覧いただきたいと思います。

1 ページ目が、広域農道の工事の平面図となっております。横向きとなっておりますので、向きを変えてご覧いただきますと、横方向に広域農道がありまして、右の方が袋井、左が城下方面となっております。広域農道と交差して、緑に着色してある路線が主要地方道の掛川天竜線と新東名高速道路となっております。今回の補正予算の位置は、赤く着色した3箇所の間であります。3箇所の合計としては、667メートルとなっております。袋井側の2箇所については、その下で今中遠農林さんがやってる工事内容と同じタイプのもので、側溝を布設替えして、舗装を改良していくということになります。そして1番北側、陣屋峠側に近いところの着色部分に、真ん中あたりに宮代地区に降りていく交差点があります。今回の工事によりまして、道路の線形を大きく山側の方、北側の方にシフトさせることによりまして、車がスムーズに広域農道を乗り降りできるように、交差点改良をこの部分についてはやっていきたいと思っております。以上です。

議長 (榊原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松 藤 雄 君) 今後の総合体育館の予定でございますけれども、今お願いしている予算は、その敷地内の建物と外構工事まででございます。備品類については入っておりません。これからどういう備品が必要かを積算いたしまして、補正予算でお願いしていきたいと思っておりますので、項目にとどめさせていただきたいと思っております。この備品関係の予算が今後かかってくると。

それから、道路の関係でですね、この工事をするに当たって、工事完成後でもいいんですけども、用途地域の指定の時にですね、総合体育館であるから、必要な道路幅の道路を確保するようという指示を受けておりますので、今の周智高の前の道路を拡幅する計画がございます。これは、一部新年度予算でこれからお願いしていこ

うかなというふうには思っております。

この道路予算、まだ数字をお示しできませんけども、そういう道路予算が、総合体育館関連で予定しているということでございます。

したがいまして、体育館の基金についてはですね、この本体については使わなかったんですけども、備品類、あるいは道路予算等々において、起債をした方が交付税措置があつて有利の場合には、起債を借りた方がいいものですから、どういう予算を使ってこの事業をやっていくかを見定めた後に、この残った基金を使っていきたいと思っております。ですから、現段階でこの基金をどう使うかということについては、できるだけ体育館関連に使いたいという気持ちは持っておりますけども、有利な使い方をするのが森町のためでございますので、そういうことも配慮しつつ執行していきたい、このように思いますのでよろしく申し上げます。

なお、今までの数字については企画財政課長の方から説明させますのでよろしく申し上げます。

議 長
企画財政
課 長

(榊原淑友 君) 企画財政課長。

(村松 弘 君) 企画財政課長です。今までのですね、体育館関係で計上された予算額でございますけども、当初予算でですね、調査等で11,473千円、9月に設計費、それから旅費等でですね、31,035千円、12月に用地取得で109,570千円、今回1,369,687千円ということで、総計1,521,765千円でございます。この財源としましては、今回の国庫補助金とですね、前回お示ししました元気交付金、そういったものが国庫の方から頂いておりますので、それを貰った金額が299,767千円、今回お願いしてあります起債が1,175,100千円、一般財源が46,898千円でございます。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(榊原淑友 君) 学校教育課長。

(大場満明 君) 学校教育課長です。10款教育費2項小学校費の小学校管理運営費600千円の修繕費でございますけれども、これにつきましては、天方小学校の複式学級、先般議員の皆さんにも視察をしていただきましたけれども、学習室の改修費として、当初

予定していたことよりも少しでも広くというようなことで、前面の黒板、これから教壇の撤去、それから書棚の撤去等を、この600千円で計画をしております。以上です。

議 長
社会教育
課 長

(榊原淑友 君) 社会教育課長。

(大原直幸 君) 社会教育課長です。ただ今質問にありました、体育館の建設位置を移動させたことに対する経緯につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、このことがはっきりしたのが、体育館の建設が近づいてきたために、地域の方に工事が始まったときに搬入路等の経緯がどうなるかということも含めて、事業説明しておいた方がいいということで、搬入路の周辺の町内会に説明に回った後に、体育館建設予定地の隣接住民により、これではちょっと日当たりが悪くなりすぎるといってお話を頂きまして、建設の基本設計等、協議している段階につきましても日照権については配慮すべきということで、いろいろ協議はしてきたんですけども、隣接地と道路を挟んで、道路を隔てて物を建てているということ、それと、建設予定地がある程度のスペースをとって日照のことも配慮し、建築基準による日照時間等の緩和もして、それよりは2時間程度余裕があるというようなことで、大丈夫だろうということまで進めてきてしまったんですけども、事情を聞きますと、ちょっと今まで何の支障もなかったところに、これによって日照時間が遮られるのはという住民の声がありましたので、それに対してそのままというわけにもいかないということで検討をさせていただきまして、できる範囲の善処をさせていただく、それが今回説明させていただきました15メートル西側に建築場所を移すという改善になっております。以上です。

議 長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただ今ご説明いただきました中で、総合体育館の件についてであります。今までに計上されていた予算、直接含むのか含まないのか分かりませんが、建設予定地の周智高グラ

ウンドの地質調査業務委託料、これが5月臨時会で6,065千円というように計上がありましたので、それも含めていいのかなというふうに思います。

ただ今社会教育課長の方から経緯についてご説明をいただいたわけですが、私も相手側の方から直接お話も聞いておりますので、もう少し補足させていただきますと、町内会、地元への説明会というものが町内会単位で行われまして、私の町内にもあったわけですが、私の町内は組長会という町内の各組の代表者が集まる会合の中でそれがなされました。そして、その後配付された資料が回覧されたということです。同じように、この方の町内会でも行われたと思います。代表者の集まる会合で説明がされ、配付された資料が各戸に回覧されると。

この方はその回覧を見て、初めて体育館が自分の自宅のすぐ近くに建てられるということに気がついたと、しかも、高さが20メートルの建物であると。早速、20メートルがどのぐらいの建物になるかということをご自分で調べられたそうです。そうしたら、6階建てに相当するということで、これでは恐らく日当たりに影響があるだろうということをご心配されて、体育館に連絡して担当者から説明を受けたと。

その時には担当者は問題ありませんよと、それは恐らく建築基準法上問題はないということから来る対応であったかと思います。そういわれましても、本人にとりましては大きな問題でありますので、実際にご自分でインターネット等を活用しながら、どのぐらいの日陰になるのかと、20メートル6階建ての建物が建てられると、どのぐらいの影響があるのかということをご自分で調査されたそうです。そうしましたら、太陽の角度が一番低い冬至の日ですと、総合体育館が建設されますと、日没が午後2時半ということが調査の結果解ったそうです。

冬とはいえ、2時半にもう日が陰ってしまうということは、やはりその家庭にとっては大きな問題でありますから、そのことをもう

一度担当者呼んで訴えたところ、担当者の方ではそういう情報も資料もなかったということで、急遽設計事務所の方に依頼をして、その日照に関する詳細な図面を頂いたということです。

そこからもう少し何とかならないかということが申立てがなされたわけでありましたが、今回示されていますように、西側に15メートル平行移動といいますか、敷地の東側にその対象のお宅に寄って計画がされておりましたので、それを西側の空き地の方にずらすと、空いているスペースにずらすということでどうかという対応が示されているということですが、それによって日没が1時間遅くなる、具体的に言えば2時30分に日没を迎えるものが3時30分になるということで、その1時間が十分な数値なのかということは計り知れないことではありますが、ただ、もう少し何とかならないかという問い合わせも続いてあるわけで、その辺の現在の状況についてももう少し詳しくお知らせいただけたところがありましたらご説明願いたいと思います。

議 長 (榊原淑友 君) 副町長。

副町長 (鈴木寿一 君) 副町長でございます。ただ今の太田議員の質問でございますけれども、私もですね、太田議員からそういう隣地の方からそういう要望が出ているというようなことで、議員を通じていろいろとお話をさせていただきました。また、先日当事者にもお会いをしまして、いろいろと要望の内容について説明も受けました。

それで、この実際、体育館を西側に15メートル移動していただいて、日照が1時間くらいは遅くなったということに関しては非常に感謝を申し上げるというようなお礼のお言葉も頂いたところでございますけれども、当事者本人としてみますと、まだもう少し何とかならないだろうかというような要望がありましたので、私も建築に関しては専門家ではありませんので、設計をしている方にですね、連絡を申し上げて、できるだけことはしてあげてくださいというような申入れはしてございます。それに関しての返事というものは、

まだ1週間以内でございまして、ないところではございましてけれども、研究はしてくれているというように感じております。以上です。

議長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 副町長のおっしゃることはよく分かりますので、是非今後もですね、できる限り改善されるように取り組んでいただきたいと思っております。

このことはですね、森町にとって先ほども確認させていただいたように、既に15億円の予算を計上して取り組もうとしている大変大きな事業でありますし、いったん建設されれば30年、40年、50年にわたって使用していきたい体育館でありますから、なるべくいい形ですね、多くの方が喜んで使っていただけるような事業になることを望んでいるわけでありまして、決してこの事業を止めるべきであるとか、大きく見直すべきであるということをお願いするつもりもありませんし、その申立てをなさっている方も、ここに体育館を建てるなということをお願いするつもりもないし、止めてくれというつもりもないと。

ただ、余りにも落ち度のない住民に対して配慮がないではないかということが、一番本意であろうかと思っております。事前に説明を受けていたわけではなく、回覧に回されてきた図面によって自らが気づいて、自分でどの程度の物かということ調べて、これでは大変なことになるということで、申立てをしているということから、決して相手の方に非があるわけではないと思っております。

そして、その相手の方も、体育館の建設そのものを止めてほしいということをお願いするわけでもありません。そこはですね、是非意見を汲んでいただいて、もちろん、町として多額の経費を投じて購入した旧周智高校跡地でありますから、その土地を有効活用する、より町民のために有益に活用するという、その使命というものは十分理解するわけですが、それにしても、そのためにたとえ一人、たとえ一世帯といえども犠牲を強いるというものは、その犠牲

の大きさにも寄りますけども、それはなるべく避けるべきことではないかと思っておりますので、今後もですね、ただ今副町長から答弁がありましたように、建設設計事務所の方からの回答を待っているということですが、今日ここで補正予算によって建設費の予算が決定されようとしています、建設が決定されようとしています、たとえ決定されたとしても、引き続きですね、相手方の申立てに少しでも対応していただけるように、誠意を持って、熱意を持って対応していただきたいと思っておりますが、その点町長いかがでしょうか。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) まず、この問題が発生した時に、私は早速現場を見させてもらいました。そして、検討委員会の皆様方も、経過を聞きますと、日照権も配慮してこういう配置にしたと、これがベストだということも聞いております。

また一方、そういう日照権の問題については、建築基準法で一定の日照時間が定められているんですけども、それだけでいいのかということで、弁護士にも相談させていただきました。弁護士からも、基本的には住民の権利を侵害しているものではない。しかし、行政が配慮できる余地があるならば、そこは考えてあげたらどうですかということをしていただきました。

したがって、私はこの土地を有効に活用すべく、そしてどこまで配慮できるかということ、時間もないものですから、もう小出しにするのではなくて、きちんとできることは明示しなさいと。駐車場の位置を変えることによって、当初のご希望の1時間の日照時間の延長が確保できる。それならばもう、その案でしっかり説明をしなさい。小出しにして時間を稼ぐよりも、行政として最大限できることをきちんと説明して、そして後は住民の理解を得る。これが大事ですよと、このように説明をして取り組んで参りましたので、この方針は今後も変わらない。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、山本俊康君。

(山本俊康 君) 資料のですね、歳出 3・4 ページ、先ほども時間外のことについて、職員給与費、職員諸手当というふうなことでご答弁もありましたが、特に今回については、国の会検があったというふうなことで、会検があったということは、町長が言われたとおり補助事業を多く使った有利な事業を展開をしてきたというふうなことになるわけですが、特にこの会検の中で、細かいことは結構ですが、特別大きな問題がなかったか、指摘がなかったかどうか、それだけちょっとお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それから、資料 5・6 ページ、道路新設改良費、新東名パーキング、いよいよスマートインターが 3 月 29 日に完成をするというふうな中で着々と色々な工事が進められているわけですが、中遠農林でやっていただいている 7 億 5,000 万円ぐらいかけた、あの広域道路の工事でもありますね、まだまだまだ工事途中ですが進んでいるわけです。いよいよ開通、供用開始となるというふうな中で、まだ今回もこのように、町における工事でもありますね、今回 1 億 2,580 万円ほど出ているわけですが、なるべく早く開通に当たってはですね、来るお客さんに対して、やっぱり早く工事を終了したいなあというふうに思うわけですが、今回国の経済対策で一遍に付けてくれたということで、非常に有り難いわけですが、ただ今回のこれはまだ繰越であるというふうなことで、これだけ大きい金額、多分 5,000 万円以上だと、また議会の議決事項になっているというふうに思いますので、通常だと 6 月議会でこのようなことが出てくるかと思うのですが、工事を早めるというふうな意味で、臨時議会を開かれて、もっと早い契約のためですね、議案が出されてくるのか、なるべく早い工事をしていただけるような格好になるのかどうか、そこら辺を今一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、この繰越をする工事の金額の中に、4 月 1 日から消費税が上がるわけですが、そういったものが含まれたこの金額なのか、そこら辺を少しお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それから、同じ6ページ、文化会館のところですね、先ほどの説明だと多分キュービクルの遮断器なのかと思いますが、これはどういう理由で、今回遮断器を修繕っていうのですか、されるのかについてお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

それから、まだ若干戻って申し訳ないですが、スマートインター関係、これでまあほとんど工事が終わるじゃないかなというふうに思います。3月29日供用開始となると、皆さん方もですね、あのパーキングのスマートインター、どれくらい実際にお金がかかったのかなというふうなことで興味がある方も結構聞いてくるわけですが、分かった範囲でよろしいですが、町がかかる、要するにあの関連の事業費、それから、ネクスコがやっていただける事業費、前もちょっと聞いたことがあるのですが、大体町で4億、ネクスコが9億っていう大ざっぱな金額は聞いたことがあるのですが、今回も議案第6号で変更契約も出てですね、大体の工事費がはっきり分かってくるわけですが、もし今の時点でですね、分かる金額があればお教えをいただきたいと思います。以上です。

議長 (榎原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まず、臨時会の関係でございます。周智高の建物関連についてはですね、本日お認めをいただきますと、早速入札に入りたいと思います。これが1箇月くらい要しますので、これから議長にお願いをしようかと思っているんですけども、3月議会の最終日には少し間に合いそうもないのでですね、できれば今の私の気持ちとしては、3月31日に臨時会を頂いて、ご承認をいただきましたら4月1日契約、まさに新年度は行って即契約をして、工事にかかっていただきたいなと思っております。

それから、これから設計等いろいろ詰めなくてはいけない工事等々につきましては、4月末くらいにですね、臨時議会を開いていただいて、そして、契約をお認めいただきたいと、こうすることによって、工事が早く着工できますし、補正予算の関連でですね、繰越が認められませんので、我々としては一刻も早く設計を詰めて、そ

して入札をして、業者を決めて、業者が工事に入っていただくということが必要でございますので、臨時議会、6月までに2回もやるのかという意見もあろうかと思えますけども、こういう事情でございますので、是非よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、消費税については、3月31日までに引渡しができないものについては、すべて5パーセントから8パーセントになりますので、当然この予算は予算繰越を認めておりますから、消費税については8パーセントということで積算をしておりますので、大丈夫でございます。

あと、残余の問題についてはそれぞれに答えさせます。

議 長
総務課長

(榊原淑友 君) 総務課長。

(杉山眞人 君) 総務課長です。会検の関係で指摘があったかと、このようなことですが、私が聞いている限りは、特にありませんけども、私どもの太陽光発電の関係で、いろいろ今回重点的にこういう検査をするよと、重点的に項目を見てきておまして、うちの方で指摘というよりも、資料提供ということで言われた所は、太陽光の基礎部分に、防水加工をしているわけですけども、その防水加工の広さがですね、県内バラバラでして、県とかうちとかは同じように基礎部分をやっているわけですけども、それ以外、広めにやっている所とか、もっと狭くやっている所とか、いろいろございまして、そこの部分だけについては資料提供してありまして、これから検査院の方で検討すると、このように伺っております。以上です。

議 長
建設課長

(榊原淑友 君) 建設課長。

(鈴木可浩 君) 山本議員のご質問にお答えします。

スマートインターの全体事業費というご質問だったかと思えますけども、平成24年から26年、3箇年間でこの事業は進めております。ということで、飽くまでも概算ということでご理解をしていただきたいと思えますが、森町分は4億7,100万円、中日本が9億5,800万円、足しますと合計では14億2,900万円ということで、今現在揃ん

でおります。ということで、中日本さんの方については、今現在工事をしています、まだまだ精算の段階にいておりませんので、今の数字は当初の実施計画の金額となっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長
産業課長

(榊原淑友 君) 産業課長。

(増田多喜男 君) 産業課長です。広域農道の道路整備であります、県で事業を実施していただいておりますけども、25年度が7億5,000万円、それから、26年度が残り分、城下までが残っております。それが概算で2億4,000万円ほどで、トータルで9億9,000万円程度になるかと、ちょっと端数が分かりませんので申し訳ありませんが、その程度になるというふうに思われます。

町の負担につきましては、25パーセントということであり、以上です。

議長
社会教育課長

(榊原淑友 君) 社会教育課長。

(大原直幸 君) 社会教育課長です。山本議員の質問にお答えいたします。

文化会館の修繕費につきましてはですけども、文化会館の電気設備につきましては、毎年業者に委託して、全部点検をしていただいておりますけども、その中で受電装置の中の過重の電力が流れた時、電流を遮断する装置に不具合が生じているということで指摘がありまして、ここの部分がそのままにしますと、一度遮断はできても、このままで行くと復旧が難しいという指摘を受けておりましたので、至急これを直すために部品を交換修理するものです。よろしくお願い致します。

議長
9番議員

(榊原淑友 君) 9番、山本俊康君。

(山本俊康 君) お答えをいただきましてありがとうございました。ほとんど大体分かったわけですが、その中で1点、今消費税の話が出たわけですが、今回文化会館も点検等々によって修繕をどうしてもしょうがない所については、今回やるというふうなことです、いよいよ4月1日から消費税が上がるわけですが、今日も

新聞には磐田市のことも若干載っておりましたが、何か上がる前に駆け込み需要ではありませんが、必要なものは今のうちにと、3月議会もまだ補正もありますが、何かまだ考えられているようなことがあればですね、対応していくのかどうか、そこら辺を最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 企画財政課長。

企画財政課長 (村松弘君) 企画財政課長です。予算の範囲内です、今まで1年間予算を執行してきましてですね、削減努力をした結果、ある程度不要額が残るようなものがあればですね、年度中に少し前倒しして、例えば需用費等ですね、対応してもよろしいですよという事は、私の方から課長会議で皆さんの方に連絡をしてあります。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 1番、伊藤和子でございます。6ページ、歳出、8款4項5目、公園費、先ほど太田議員からもご質問がございましたけれども、天宮の公園は、小さな子供さんから高齢者の方々にとりまして、幅広く利用できる工夫がされ、時代にあった公園の計画であり、完成が私も楽しみでございます。しかしその反面、天宮土地区画整理組合の方々が、大変努力、苦勞されているにもかかわらず、区画の販売が思うようにいかないという声が届いております。売却に関して、現在の状況と、思うように販売促進ができない要因と、今後の対策についてお考えがございましたら伺いしたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まず、議員、この天宮公園整備工事は町の事業か、組合施工の事業か。今の質問を伺いますとね、あたかも町の工事のような印象を受けるんですけども、事業主体は組合でございます。そして、組合を支えているのが町でございますので、どうぞこのことだけはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 (榊原淑友君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩君) 区画の保留地の販売のご質問かと思えますけども、当初確か100近くの保留地があって、3年ほど前の時には確か40区画くらい保留地が残っているということで、後何年かかるかなというような数字だったんですけども、去年が確か14区画販売してます。今年が確か9～10区画という数字で進んでおりますので、後数年で完売できると考えております。ということで、今はいろんなPRをしたりして、企画委員会も立ち上げまして、組合さんと一緒に今販売の方を努めております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) ありがとうございます。町長のおっしゃることは私も重々承知しております。しかし、分かっておりましたけども、あえて今日言わせていただきました。

建設課の課長、ありがとうございます。様々な努力をなさっていることはよく私も分かっております。しかしですね、先日私は地元の方々、そして天宮土地区画整理組合の方々からお話をお伺いすることができました。日当たりのよい所は売れているけれども、悪い所は敬遠されているということでございました。山側であったり、日当たりの条件が悪い所、土地としてのマイナスの条件が大きい所は、やはり価格を下げたり、思い切った対策が必要かと思われまます。このままの状態では、いつ完売できるか分かりません。

すばらしい公園もできるわけでございます。専門分野のノウハウを貸していただいたり、様々な方々から知恵をお借りして、早期の完売目標を掲げ、天宮土地区画整理組合の方々に、行政の方も協力していただきたい。そのように私は思っております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まずですね、大前提として、組合事業ですよ、そして、この事業は保留地の販売によってまかなうんですよ、その肝心な保留地を、日当たりの悪い所に保留地を指定しておいて、そして売れませんよ。これはいかがかと。

当然、やはり価格差を設けることは当たり前のことです。今おっ

しゃるようなことについては、まさに区画整理組合の方々とお話をして、やはり当事者意識を持って、そして事業をやってもらいたい。行政も必要な応援はいたします。よろしく申し上げます。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) 最初にですね、体育館の関係で、いよいよ体育館建設ということで、進むわけですけども、先ほどの太田議員とちょっと関連をいたしますが、やはりその周辺の皆さんに対する説明というものがですね、少し足りなかったではないか。

特にですね、私は摩耶保育園、そして森幼稚園、これが北側にあります。ここにはですね、全く説明がされてない。目の前にですね、大きな建物が建つ。そういう中で、やはり視界を妨げることになるわけですね。これは父兄の皆さんが、また事業者も反対はしないでしよう。しかし、こういうものを建てますよという説明があっけしかるべきだと思いますが、現地のグラウンドを常任委員会で見ましたときに、私質問をしました。説明をしたのかと。全然してないと。

これはちょっと、余りにも事業を急ぎすぎて、地元に対する説明が、父兄に対する説明も足りないではないかというに思っておりますので、こういった1件の方でありますけども、ちょっと何とかしてほしいということが、声が出たということは、やはりその説明、近隣の説明というものは絶対必要だと思いますが、その辺は今後は何もせずに進めてしまうのか、お伺いします。

それから、2ページ、町債、5年据置きの30年償還ということで、金額も土木債も含めれば12億になるわけですけども、この町債、一般家庭でいえばですね、本当に有利な条件で借りられるわけですけども、一般家庭でいいますと、少し自分のうちの家計に余裕がある、家を建てたい、その内の3,000万円の家を建てば、500万円ぐらいは現金で、現金っていうか手持ちのお金を使って、なるべく借金を減らそうかなという思いになるわけですけども、今回財政調整基金も取り崩すことはないようですので、その辺取崩しということは考え

なかったのかどうか、ちょっと伺います。

それから、4ページの、在宅医療・災害医療推進事業費補助金、これをもう少し詳しくですね、どのような事業になるのかご説明をいただければと思います。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 今幼稚園、摩耶保育園については、今後説明をいたさせたいと思います。

それから、町債についてはですね、企画財政課長から説明したとおり、借りることによって交付税措置がされるということは、借りる方が有利であると判断をしたところでございます。参考までに申し上げますと、今財政調整基金、国債を3億持っております。1.7パーセントの利率で利息を頂いております。今財調を借りたときに、1.3パーセントの利率でございます。逆に、財調を取り崩して現金で払うと、利息の差額だけ損をしますよね。そして、かつ借金をした部分について、交付の余地は5割あるということは、元利償還の部分の面倒を見ていただけるということですから、その部分が全然はく奪されますから、全体事業に対する起債、要するに利率はもっと低くなると思うんですね。ですから、森町として借金の総額はどのくらいまでできるのか、その借金したものが純粹なる自分のお金で返さなくてはいけないのか、あるいは国から面倒を見てもらう比率がどのくらいなのか、そこを勘案しながら、財政運営するのがベストな運営ではないかと、このように思っていますので、よろしくお願ひします。

議 長 (榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉課 長 (瀧下和俊 君) 保健福祉課長です。在宅医療・災害医療推進事業の関係でお答えを申し上げます。

これはですね、県で災害医療体制全体の充実強化を推進するため、災害拠点病院、救護病院への応急医療資材の整備等の施策に対して支援を行うということになりまして、救護病院である森町病院の機能強化を図るため、応急資材の設置を行うということで、救護病院

である森町病院が、この資材を整備するということですので、町として補助先を救護病院として補助金を出していくという形式で行って参ります。

森町病院の方では、応急用資材の購入をということで、ポータブル型の心電図、超音波装置を購入を予定しているということになります。以上です。

議 長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第2号「平成25年度森町一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。再開を11時から行います。

(午前10時50分 ~ 午前11時00分 休憩)

議 長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第3号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) 議案第3号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,497千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,768,174千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

3ページの1款1項1目、一般管理費1,497千円につきましては、昨年12月10日に行われました国の社会保障審議会・介護給付費分科会において、平成26年4月からの消費税率改定に伴う介護報酬の改定及び区分支給限度基準額の引上げについて了承されたことを受け、本町が保有する保険者システムにつきまして、受給者台帳上の区分支給限度基準額を改定する等のシステム改修が必要になることから、補正をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1ページにお戻りください。3款2項4目、事業費補助金726千円につきましては、システム改修経費に係る国庫補助金を計上しております。

7款1項4目、事務費負担金等繰入金771千円につきましては、システム改修経費に係る町負担分を計上しております。

以上が、平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第3号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第4号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算(第1号)に係る追加要望に対しまして、国から内示額が示されたため補正をするものでございまして、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ62,000千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ735,014千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げますので、3・4ページをご覧ください。

1款2項1目、下水道建設事業費につきましては、管渠築造工事に伴う交付金事業、単独分を含めた工事請負費62,000千円を増額補正するものでございます。工事箇所については、配付資料としてお分けしてございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして歳入について、ご説明申し上げます。

1・2ページ、3款1項1目、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございしますが、26,000千円の内示額が示されたため、増額するものでございます。

5款1項1目、下水道事業債につきましては、今回増額補正いたします工事請負費から交付金内示額を差し引いた額、36,000千円を増額補正するものでございます。

以上が「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (榊原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) 今回、国の補正予算による補助金をいただいて、公共下水道事業の区域を拡大していくということですが、説明資料に示されております、それぞれの管渠整備区域、また舗装復旧工事区域、これらの区域については、本来といいますか、元々の事業の実施予定はいつであったのか、25年度分として計画されていたものなのか、26年度分を前倒しして実施するものなのか。

その点と、今回補正が認められれば、実際の工事はどのような日程といいますか、予定で進められるのか、その点をお願いいたします。

議長 (榊原淑友 君) 上下水道課長。

上下水道課長 (岡野 豊 君) 上下水道課長であります。ただ今の太田議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正をさせていただきます区域でありますけれども、26年度に実施をする予定でありました区域を、今回補正対応するものであります。

それから、いつごろ行うのかというご質問でございますけれども、今回の補正につきましては、契約を要しないということで、契約をせずに26年度に事業実施するというものでありまして、管渠の築造工事の、今の予定でありますけれども、5月の末から10月の末までの期間、舗装工事につきましては5月の末から7月の末ということで予定をしております。

25年度内に契約をしないということであります。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第4号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第5号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第5号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について、提案理由を申し上げます。
今回の補正は、まず、補正予算第2条につきましては、予算第2条中主要な建設改良事業、イ. 医療機器購入21,086千円を25,433千円とするものでございます。
次に、補正予算第3条につきましては、予算第3条に定めた収益的収入のうち、医業外収益を5,453千円増額し、243,216千円とし、病院事業収益の予定額を2,680,385千円とするものでございます。
また、収益的支出のうち医業費用を12,912千円減額し、2,746,368千円とし、医業外費用を16,466千円増額し、124,173千円とし、病院事業費用の予定額を2,873,541千円とするものでございます。
次に、補正予算第4条では、予算第4条で定めた資本的収入のう

ち、補助金を1,500千円を追加計上し、資本的収入の合計額を433,651千円とし、資本的支出では、建設改良費を4,347千円増額し、286,496千円とし、資本的支出の予定額を540,486千円とするものでございます。

補正額の明細書により補正の概要を申し上げますので、5ページをご覧ください。

収益的収入及び支出ですが、医業外収益の5,453千円の増額につきましては、第3次地域医療再生計画の在宅医療推進事業5,261千円及び看護職員夜勤就労環境整備事業192千円の県補助金を計上するものでございます。

医業費用12,912千円の減額につきましては、在宅医療連携拠点事業に関わる職員給与費2名分を減額し、医業外費用の在宅医療連携拠点事業の給与費に振り替えるものです。

また、経費の消耗備品費につきましては看護職員夜勤就労環境整備事業に伴う加湿空気清浄機やソファベッドの購入費384千円を追加計上するものでございます。

医業外費用の主なものにつきましては、在宅医療連携拠点事業費として2名分の職員給与費13,297千円、情報共有システムに伴う通信運搬費に1,368千円等を計上するものでございます。

次に、資本的収入のうち補助金の増額につきましては、第3次地域医療再生計画の災害医療推進事業費として1,500千円を計上するものでございます。

また、建設改良費につきましては、災害時の医療機器としてポータブル心電計882千円とポータブル超音波診断装置3,465千円を計上するものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。補正予算第5条は、予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費を1,706,504千円とし、第6条では予算第9条の他会計から受ける補助金の額を381,500千円とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

(榎原 淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、西田彰君。

6 番議員

(西田 彰 君) 今回ですね、在宅医療ということで、拠点事業費ということですが、在宅医療というものがですね、まだいまいちですね、どのような事業になっていくのかがね、もう随分前から在宅医療、在宅医療ということで、院長の公報なんかでも言われていますけども、その辺、事務局長、分かれば。

議長

(榎原 淑友 君) 病院事務局長。

病院

(一木 進 君) 病院事務局長です。ただ今の西田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事務局長

在宅医療につきましては、公立森町病院ではですね、平成4年から在宅医療に取り組んでおります。近年ですね、国の方でもですね、社会保険に関わるですね、支出を減らすということですね、病院の治療費よりもですね、在宅に戻すというような、国の厚生労働省の方の方針が示されております。

そういった中でですね、平成24年にですね、森町病院でも在宅医療連携拠点事業というものを、厚生労働省の方の補助金を使いましたですね、取組をさせていただいたところになります。それに引き続いてですね、県がこの第3次の地域医療再生計画の中でですね、平成25年、26年、27年度にですね、在宅医療に取り組む事業者についてはですね、引き続いて補助金を出しますよというような形でありましたものですから、今回も引き続いてですね、県のこの第3次ですね、地域医療再生計画の事業に乗せさせていただいたところであります。

事業の主なものにつきましてはですね、顔の見える関係というような形の中でですね、多職種合同カンファレンスというものを開催をさせていただいております。医療者だけでなくですね、在宅に帰

るにはですね、いろんな方がそこに関わるということで、ケアマネジャーとかですね、介護職員とかですね、介護施設、そういった特養の施設の職員もありますけども、そういった方がですね、関わるということで、それぞれの部門の方がですね、それぞれに動いてはですね、なかなか在宅に帰すことができないという、そういった中でですね、多職種合同という形になりますので、多職種の方が一堂に会してですね、今年度については認知症についてですね、認知症の患者についての事例を多職種合同カンファレンスの中で検討させていただいておりますけども、そういった認知症患者の方がですね、在宅に帰るにはどうしたらいいのか、どういう方がどういふふうな関わりをしたらいいのかというような形でですね、検討をしているのがこの多職種合同カンファレンスになるわけですけども、それ以外にですね、あと在宅に関わるですね、町民へのPRということで、講演会等をですね、今年度も年2回ほど開催をさせていただきましたけども、そういった町民へのですね、在宅に帰る不安を払しょくするというような、そういった講演会も開催をさせていただいております。そういった事業をやるのがですね、この在宅医療連携拠点事業というような形になっております。

そういった関係でですね、どうしてもソフト事業というような形になりますので、経費的にはですね、人件費が一番主なものになるということで、給与費を主に計上させていただいたのが、この在宅医療連携拠点事業費という、そういった取組になります。以上です。

議長
6番議員

(榎原 淑 友 君) 6番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 平成4年からということで、既にもう20年ぐらい取り組んでいるわけですけども、医療費を減らすということになるとね、やはりまだ病院にいたいという人がですね、もうすいませんが出てもらいたいと、特養が空いていれば特養、一般の施設に入れれば入ってもらおうと、しかし、いろいろな条件でね、うちで見なければいけないとなつて、負担がね、その家庭にかかる、そのかからないようにするために、在宅医療カンファレンスでいろい

ろ検討するということですが、今までそういったことでね、患者さんが本当にこれじゃあね、困ると、帰ったはいいけど、また病院へすぐ来てしまうというようなね、事例っていうものが、都度あるのかないのか、その辺は。

議 長
病 院
事務局長

(榊原淑友 君) 病院事務局長。

(一木 進 君) ただ今の質問ですけれども、在宅に復帰してですね、また病院に戻ることが、病院とかですね、施設に戻ることがあるかというご質問だと思いますけれども、実際に在宅に戻ってもですね、受皿としてはですね、病院に戻ってもいいよというような、そういったスタンスで取組をさせていただいております。

元々この在宅医療連携拠点事業ですね、根底にあるのはですね、2025年問題っていうのがありまして、2025年になるとですね、戦後の高度成長期にですね、たくさん出生があったということで、そういった方がですね、病院の中に来て、病床数が足りないというような、そういった2025年問題があつてですね、在宅を進めているわけですが、基本的には在宅に戻ったりですね、病院にまた悪くなれば入院する。そこでもし、長期にですね、多少3箇月くらいですね、自宅に帰れないような状況が続いた場合についてはですね、老健の施設にまわってですね、そこからまた在宅に帰っていくというような、そういった、完全に自宅に帰すというような形ではなくてですね、病院へ行ったり施設に行ったり、在宅に戻って、そういった形をとるというような形で、病院の方では進めさせていただいております。以上です。

議 長
6 番議員

(榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) それに伴ってね、医師の確保っていうか、当然お医者さんが患者さんのね、家に行く場合もあるんじゃないかと思うんですけども、医師の確保という点ではね、その辺が医師に負担がかかったり、また、足りなくてすぐ対応できないとかっていう状況は生まれていませんか。

議 長

(榊原淑友 君) 病院事務局長。

病 院
事務局長 (一 木 進 君) 医師の確保につきましてはですね、病院の方につきましてはですね、なかなか医師の確保については難しいというようなことで考えております。この在宅を進めるに当たってはですね、家庭医が一番在宅を支えるという意味ではですね、家庭医が一番向いているというような、そういったことがありますので、平成24年のですね、11月から、家庭医の方でですね、在宅の方を進めています。今のところ病院の方とですね、家庭医の方と両方で進めさせていただいておりますので、需要的にはですね、今森町の中では充足しているというふうに考えております。以上です。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 他に質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小 沢 一 男 君) 1点教えていただきたいと思います。この明細書の中に、印刷製本費が300千円含まれているんですけども、どういうものか。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 病院事務局長。

病 院
事務局長 (一 木 進 君) 病院事務局長です。印刷製本費につきましてはですね、7月のですね、7日の日に、在宅医療のですね、関連の講演会を、稲川利光先生という先生を呼んでですね、保健福祉課の方と合同で開催をさせていただいております。そういったポスターのですね、費用、それと7月の後半にですね、もう一つ在宅医療のですね、岐阜県の在宅医療に取り組んでいる先生のですね、講演会をさせていただいております。そういった印刷製本費をここに計上させていただいてあるという形になります。

実際に県の補助金につきましてはですね、4月1日にさかのぼって事業はしていいよというような形になりますので、実際の交付決定の方は1月に、今年度入って1月に、昨年10月にですね、説明があつてですね、今年度の1月に確定が来ているということで、県も4月1日にさかのぼって事業をしていいよというような形になっておりますので、昨年10月のですね、7月に行った事業の印刷製本費の計上をここにさせていただいてあると、そういったことになります。

以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員

(太田康雄 君) 少し確認させていただきますが、5 ページの補正額の明細書ですね、医業費用で給与費を減額し、医業外費用で在宅医療連携拠点事業費を増額ということで、これは確か医師 2 名分の給与分ということでありましたが、この 2 名の給与にしては少額かなと思いますけど、これは 2 名分の給与のうち、その医師が在宅医療に関わった部分について給与の負担分を変えるという解釈でよろしいでしょうか。

それから、経費の中でですね、通信運搬費 1,368 千円、このもう少し詳しい説明をお願いします。

それから、資本的収入及び支出の建設改良費、医療機器で 4,347 千円、ポータブル心電計外となっていますが、この購入するものの個数と、どのような使い方がされるのか、その説明をお願いします。

議 長

(榊原淑友 君) 病院事務局長。

病 院

(一木 進 君) ただ今ご質問にありました給与費の関係ですけれども、こちらにつきましてはですね、実際に在宅に関わる職員ではなくてですね、在宅に行く医師の給与費ではなくてですね、この在宅医療連携拠点事業をですね、進める事務費ということで、在宅医療支援室というものがありますけれども、そちらの支援室の室長とですね、もう 1 名の医療コーディネーターのですね、この推進する事業の事務職の 2 名分の給与ということになります。

事務局長

それと、通信運搬費ですけれども、こちらにつきましてはですね、情報共有をするということで、介護施設とかですね、訪問看護ステーション、それと病院ですね、そういった所とですね、iPad と iPhone を使ってですね、電子カルテのちょっと小さい版になりますけれども、患者情報をですね、共有するというので、そういった iPad、iPhone のですね、通信費というようなことで計上させていただいてあります。

それと、医療機器のですね、434万7千円ですけれども、こちらにつきましてはポータブル心電計とですね、エコー、超音波診断装置ですね、それを1台ずつを計上させていただいてあります。実際に在宅に行くに当たってですね、ポータブルのX線装置と、心電計とですね、エコーが、その三つがですね、セットであれば、ドクターも在宅の方に行ってですね、診断をしやすいというような形になっておりますので、超音波診断装置につきましてはですね、プローブと書いてですね、いろんな検査するところがあるですけれども、腹部を調査するプローブとですね、後血液の流れを見るプローブがもう一つあるですけれども、表在プローブというですけれども、その二つを兼ね備えたですね、超音波診断装置を1台購入するというような、そういうことで考えております。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) 給与費の件ですが、ニチイが異動してそちらの仕事をするものではないということですね、そうしますと医業費用の給与費の減額は、純粹に医師の給与の減額ということによろしいのでしょうか。それは、給与の減額なのか、医師の人数の、当初予算より少ないという部分なのか、その辺の内容をお願いします。

議 長

(榊原淑友 君) 病院事務局長。

病 院
事務局長

(一木 進 君) 給与費のですね、マイナス分につきましては、この事業を進める職員の分をですね、今までこちらの病院費用のですね、給与費に含めさせていただいてあったわけですが、それを振り替えるというような形でですね、在宅医療連携拠点事業の方に振り替えさせていただいたということになりますので、医師の給与はこの中に入っておりません。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第5号「平成25年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第7、議案第6号「建設工事委託に関する変更契約の締結について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程をされました議案第6号「建設工事委託に関する変更契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げたいと思います。
この委託契約につきましては、町と中日本高速道路株式会社東京支社の間で平成24年11月に締結しました、スマートインター新設事業の施行に関する工事協定の内容にしたがいまして、平成25年3月22日に議決をいただき、委託契約を締結しているわけでございます。内容は、工事を中日本高速道路株式会社東京支社に委託し、新東名遠州森町パーキングエリアに、スマートインターチェンジのアクセス道路となる町道遠州森町PA上り線ほか1路線の道路改築を実施するものです。
当初、スマートインター入り口付近の2箇所の広域農道交差点部分の工事につきましては、範囲を分けて、スマートインター側をネクスコ中日本側が行い、広域農道側を町が行うこととしておりました。完成期日が決められている中で、ネクスコ中日本が行う工事の工程に併せて町が別に工事を行うよりも、ネクスコ中日本の工事で

広域農道側も一体に工事した方が合理的であると判断しまして、ネクスコ中日本と協議した結果、当初の委託契約金額の範囲の中で追加工事の実施が可能であるということをごさいましたので、ネクスコ中日本とは、工事範囲を変更するための工事協定の変更を昨年12月に行ったととろでございます。

その後、スマートインター料金所から広域農道交差点までの上下線それぞれの区間において、安全な走行を確保するため、照明設備の増設を計画いたしました。その照明設備の増設内容は、今皆さん方のお手元に配ったこの照明でございます。この工事を行うための工事費の増加によりまして、委託契約の増額変更が必要となったところでございます。

契約の目的につきましては、正式名称が決定したことから「新東名高速道路遠州森町スマートインターチェンジに係る工事等に関する受委託契約」とし、名称から「(仮称)」を削らせていただきました。また、契約金額につきましては、当初1億112万4,910円としておりましたが、1億503万5,690円に変更するものでございます。当初契約金額と変更後の金額を比較いたしますと、391万780円の増額となっております。

本議案の391万780円の増額は、当初契約の3.9パーセントでありますので、地方自治法第180条第1項で定める「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したもの」として、「普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる」とされておりますが、町議会が定めた「契約金額の2パーセント以下の変更契約」に該当しないことから、今回の変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、増額分の予算につきましては、当初予算に計上しております「スマートインター関連町道改築工事委託料」を充てることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますけれども、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) 町とネクスコがバラバラにやるよりも合理的であるということ、また、工事費も圧縮できるというようなことが、この昨年、一昨年ですか、出されまして、進められているわけですが、工事がまだ完全に終わってないんでね、工事費のその圧縮された、バラバラにやるのと、一体でやるのでは、どのぐらいね、節約というか、できたのかとか、それをね、まだ分からないかもしれないませんが、もし概算でもいいですからね、このぐらいは、1千万円ぐらいはできたよと、そういうようなことが分かれば教えてもらいたい。

議 長 (榑原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩 君) 建設課長です。西田議員のご質問にお答えします。

設計額の話は、以前この当初契約の受委託のときに、太田議員からご質問があったかと思えますけども、町の方で設計したら幾らかというようなご質問、確かあったかと思えます。その時に自分が、確か1億2千万円くらいはかかるというようなお話をさせていただいたと思うんですけども、結果的には1億とんで100万円ぐらいの契約ができたということで、中日本と森町の設計の仕方が違います。

森町は国交省、静岡県等が使っています、歩掛というものと単価を使用しています。中日本高速は、旧道路公団ということで、独自の歩掛と単価を持っていまして、その金額がまず歩掛金額等が、若干町よりも、町側が使っているものよりは安いということで、金額的に今1,000万円とかって言いましたけども、金額的には分かりませんが、当然低くなると思っております。

それと、もう一つの大きな理由はスケジュール、3月31日完成ということで進んでいまして、全面通行止めにしてやっています。昨日、今日から開放しているわけですけども、交通止めをされていて、

中日本が今必死で工事している中で、中日本が終わったら森町がその広域農道の交差点をやるというのは、ちょっと日程的に苦しいということが分かっていましたので、その時点でお願いをして協定を変えました。ということで、金額的なことはちょっと申し上げられませんので、よろしくお願いします。

議長 (榊原淑友君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) この付近のですね、地質がですね、砂のような感じで、ちょっと一度サービスエリアに行ったことがあるんですけども、西側のちょっと小高い山のところに、土砂を崩れないように、壁が大きくやってあったりしています。今度の工事で、西側の側溝とかそういったものへの土砂の流入とか、そういった影響なんかは、町民からの苦情とかそういうものは来てはいませんかでしょうか。

議長 (榊原淑友君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩君) 建設課長です。当初のパーキングを造るときには、砂塵、砂嵐があつて苦情等ありました。しかし、今回の方については、そういった苦情等は一切ございません。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 説明資料として配付をいただいておりますが、照射式ライン照明パース図ということで、こういったものが設置されるという説明かと思いますが、現東名にしても新東名にしても、私が利用している限りでは、このようなものを今まで見たことがないんですが、実際に施工例というものがあるんでしょうか。その効果とともにお願いをいたします。

議長 (榊原淑友君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩君) 今パーキングから上り線を走りますと、このような、これとは全く同じではないんですけども、草ヶ谷方面の方に加速していきますと、通常の高い柱を立てた照明灯がございません。逆に西の方、浜松方面に走ると、高い照明、従来通りの照

明が設置されています。

この照明につきましては、町道部分、上り線下り線約200メートルぐらいあるですけども、当初中日本さんに照明をお願いしたのは4基ありまして、上り下りそれぞれ2基ずつ、どこにあるかというのは、広域農道の入り口、そこの右左に1基ずつ立ててほしいとお願いしました。終点が料金所に近い方は、中日本の方の照明灯がございます。

ということで、その道中200メートルがカーブしているということで、明るい所から暗い所に行って、かなり見通しも悪く走りにくいじゃないかということで、中日本さんの方でこういった実績があるということで、こういった照射式、写真のようにガードレールの後ろ側に8メートルピッチで下向きに、このサイドラインとって白線の上を照らして誘導していくということで、先ほど言ったように草ヶ谷の所の照明を見ると分かるですけども、非常に下の方は明るくしてます。といったような照明施設が一番いいのではないかというような、中日本さんからの提案があって、上り線で16基、下り線で17基、両方で33基付けて、約650万円くらいということで、今現在やってありませんけども、3月に入るとやると思います。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第6号「建設工事委託に関する変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年2月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時45分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成26年2月21日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上